

平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの【第1・四半期】

(独立行政法人名: 日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
東京国際交流館警備業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	株式会社コアズ 東京都千代田区猿楽町2-7-8	本機構の東京国際交流館は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、平成24年3月末までの廃止に向けた準備を行ってきたが、売却先が決定していない国際交流会館等については平成26年3月末まで新たな運営方式で継続することが急遽決定され、一般競争入札を行うための準備期間を十分に確保できなかったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第2号(緊急の必要により競争を付することができない場合)に該当するため	非公表	44,100,000	—	—	平成26年3月末まで新たな運営方式で継続することが急遽決定され、一般競争入札を行うための準備期間を十分に確保できなかったため	平成25年度	
大分国際交流会館土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	別府市 大分県別府市上野口町1番15号	本契約は大分国際交流会館敷地に係る他に代替性のない土地の賃貸借契約であるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質または目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	6,447,000	—	—	本機構が所有する大分国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであるため	平成26年度	平成26年3月末までに 会館運営事業の廃止に伴い 会館を売却する予定
福岡国際交流会館土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	福岡市 福岡県福岡市中央区天神一丁目 8番1号	本契約は福岡国際交流会館の土地を同会館建物合築先の福岡市に建物の面積割合に基づき賃貸するものであり、他に代替性のない土地の賃貸であるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	3,191,571	—	—	本機構が所有する福岡国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであるため	平成26年度	平成26年3月末までに 会館運営事業の廃止に伴い 会館を売却する予定
札幌国際交流会館土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	札幌市 札幌市中央区北1条西2丁目	本契約は札幌国際交流会館の土地を同会館建物合築先の札幌市に建物の面積割合に基づき賃貸するものであり、他に代替性のない土地の賃貸であるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,792,376	—	—	本機構が所有する札幌国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであるため	平成26年度	平成26年3月末までに 会館運営事業の廃止に伴い 会館を売却する予定
東海北陸支部分室土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年4月1日	公益財団法人日本国際教育支援協会 東京都目黒区駒場4丁目5番29号	本契約は東海北陸支部分室敷地に係る他に代替性のない土地の賃貸借契約であるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,401,641	—	1	本機構が所有する東海北陸支部分室の敷地であり、代替性がない土地について賃借するものであるため	平成25年度	平成24年度中に 建物を解体する予定

〔注〕

1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降に競争性のある契約への移行予定及び事業廃止予定のものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達の見直しについて」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成24年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成25年度以降の具体的な移行予定年限を記載している。